

# 令和 年度 業務実績報告書（案） （期間実績評価）

令和 年 月  
公立大学法人沖縄県立芸術大学

※地方独立行政法人法第78条の2第1項第3号関係  
(第1期中期目標期間の業務実績報告)

## 1 法人の概要

※今後記載

## 2 全体的な状況

※今後記載

●項目別の状況

【中期目標】

- 1 教育研究等の質の向上に関する目標  
(1) 教育に関する目標

ア 教育の内容及び成果に関する目標

沖縄県立芸術大学及び大学院の3つの方針（卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針）に基づき、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学生が実感できる教育を行うことで、美術、工芸、音楽、芸能等の専門的な「学び」の意欲を高めると同時に、芸術的な創造力及び応用力を持ち、人間性が豊かで、地域及び社会に貢献できる人材を育成する。

認証評価機関の評価	
-----------	--

《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の内容に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
<p>ア 入学者受入方針・入学者選抜</p> <p>(7) 学部 大学及び学部の教育理念を踏まえたアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に基づき、芸術活動への意欲が高く、学士課程の学修に必要な基礎的知識や表現技術と将来性のある豊かな芸術的感性を備えた人材を適切に選抜するため、入学者選抜方法の改善を図り、実施する。</p> <p>【数値目標①】大学の志願倍率の維持向上 2.3倍/毎年度</p>		

<p>(4) 大学院</p> <p>修士課程においては、各研究科の教育理念を踏まえたアドミッション・ポリシーに基づき、幅広い教養と専門分野の基礎的な知識及び能力を備えているとともに、研究に対する強い目的意識と意欲のある学部卒業生や社会人など多様な人材の受入れを推進する。</p> <p>後期博士課程においては、研究科の教育理念を踏まえたアドミッション・ポリシーに基づき、芸術に関する高度な知識を備え、自立した研究者となるための意欲と能力と展望を備えている人材の受入れを推進する。</p> <p>【数値目標②】 大学院の志願倍率の維持向上 1.5倍/毎年度</p>		
<p>イ 教育課程</p> <p>(7) 学部</p> <p>学士課程の専門教育においては、専門分野の実技や理論を基礎から高度な内容まで、段階的に履修することを基本として、全学教育とも連携し、各学部の教育方針の下、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき教育課程を編成する。</p> <p>全学教育においては、幅広い教養を身につけるとともに、専門分野の学修と将来の知的活動や職業生活、社会生活においても必要な語学力、情報処理能力、コミュニケーション能力、論理的思考力等を獲得できるよう、教育内容の一層の充実を図る。</p>		

<p>(イ) 大学院</p> <p>修士課程においては、学士課程における教育を基礎として、各専門分野において高度な実践能力及び研究能力を養成し、作家や演奏家、研究者、芸術教育の専門的指導者となり得る人材を育成するために、各研究科の教育理念の下、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成する。また、国内外の芸術系大学との単位互換を含む交流授業の充実を図る。</p> <p>後期博士課程においては、本学の特長を生かし実技と理論との結びつきを重視する教育課程の一層の充実を図る。</p>		
<p>ウ 教育方法</p> <p>(ア) 学部</p> <p>学士課程において、カリキュラム・ポリシーに沿って多様な実践的教育や少人数によるきめ細かな教育を着実に実施するとともに、学生の学修意欲や理解度の向上につながるよう、学修成果(※1)・教育効果の把握・可視化(※2)など、教育方法の改善を図る。</p>		
<p>(イ) 大学院</p> <p>各研究科においては、学生個々の研究内容に応じて柔軟に研究指導体制を組織し、カリキュラム・ポリシーに沿って、学生の個性を尊重した教育を推進する。</p> <p>後期博士課程においては、芸術文化についての幅広い見識を持ち、自立した研究活動を行うために必要なより高度な能力を獲得できるよう、関連領域の複数教員による研究指導体制により学位論文の完成を目指して徹底した研究指導を行う。</p>		

<p><b>エ 成績評価</b></p> <p>(7) 学部 大学及び各学部のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に則り、公平で透明性のある評価基準により、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。</p>		
<p>(イ) 大学院 各研究科のディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）に則り、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等の審査を行う。</p>		

《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
<p>ア 学部  「新たな芸術創造の可能性を広げ、幅広く芸術分野で活躍できる人材を育成する」という教育理念の下、文化的素養と国際感覚を身につけるための基盤的な教育を行う「全学教育」と、専門分野の実技や理論を基礎から高度な内容まで段階的に履修する「専門教育」の連携によって、「豊かな人間性と社会性を身につける教育」を行うにあたり、不斷に大学及び各学部のディプロマ・ポリシーと学士課程全授業科目の到達目標との整合を図る。</p> <p>【数値目標③】学部卒業生の輩出 96人/毎年度</p>		
<p>イ 大学院  芸術文化に対する深い理解と感性を持ち、創造力豊かで社会において芸術分野の幅広い実践及び研究活動を行う作家、演奏家、研究者、芸術教育の専門的指導者など高度に専門的な職業を担い得る人材を育成する。その際、各専門分野の高度な教育としての研究指導及び授業並びに隣接領域を中心とした関連分野の授業について、各研究科のディプロマ・ポリシーとの整合を図る。</p> <p>【数値目標④】大学院修了生の輩出 35人/毎年度</p>		

【中期目標】

1 教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

イ 教育の実施体制等に関する目標

(ア) 在学中のみならず、卒業又は修了した後の学生の成長も見据えた「学び」の質を保証するため、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた教員の確保に努め、教員の適切な配置を行うとともに、教育内容や方法に関する点検及び評価を実施し、教育の質の保証を図る。

(イ) 大学教育及び芸術分野の研究の進展、時代の変化や社会の要請等を踏まえ、組織的に教育及び教員の質の向上に努めるとともに、学生の学修意欲や教育効果を高めるため、学内施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により、教育環境の向上を図る。

認証評価機関の評価

《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
<p>ア 適正な教員配置</p> <p>授業科目及び研究指導の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する教員の採用及び配置を行う。その際、教育の実施体制の持続性、ダイバーシティ(※3)の観点から、年齢構成、男女比、バックグラウンド等の多様性に配慮する。</p> <p>また、各学部及び各研究科においては、学生数及び担当授業数等を考慮し、人的資源の効果的な活用に資するよう教員組織を編成する。</p>		
<p>イ 教育及び教員の質の向上</p> <p>教育活動の質の向上を図るため、学生による授業評価を全学で実施し、その結果を授業内容及び教育方法等の改善に反映させる。</p> <p>また、教員の教育能力向上のため、FD(※4)・SD(※5)活動に組織的に取り組み、研修制度を充実させる。</p> <p>【数値目標⑤】FD・SD研修会の参加率向上 最終年度 100%</p> <p>必要に応じて、教員評価に係る評価項目等の見直しを行い、教員評価の精度及び客觀性を向上させる。</p>		

ウ 教育環境の整備		
エ 教学 I R体制の整備	学生アンケート結果や学生の学修成果に係る教学データの収集・分析を行うなど、教学マネジメント(※6)を支える基盤的役割を担う教学 I R(※7)体制の整備を行う。	

【中期目標】

1 教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

ウ 学生への支援に関する目標

(ア) 多様な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を整備する。

(イ) 学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア支援を充実させる。

認証評価機関の評価	
-----------	--

認証評価機関の評価		
《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
ア 学修支援  学生の学修意欲向上及び大学での学修方法を身につけさせるため、学生への履修指導、進路相談等の支援体制を強化・拡充する。 また、履修モデルを充実させるなど、学生の進路や達成目標に沿った履修が十分に行える環境づくりを行う。		
イ 学生生活支援  快適な学生生活を実現するため、環境を整備するとともに、学生との意思疎通を密にし、学生への生活支援を組織的に行う。		
ウ 経済的支援  各種奨学金制度の活用について情報提供を行うとともに、大学独自の支援策を検討する。		

## エ 就職支援

学生へのきめ細かな就職支援を行うため、企業と連携した説明会を行うほか、芸術文化の分野に特化、関連した企業や職業にターゲットを絞った求人開拓を行うなど、進路指導を強化・拡充する。

### 【数値目標⑥】就職希望者の就職率

学部卒業生 最終年度 77.3%  
大学院修了生 最終年度 83.4%

## オ 留学生への支援

学生の国際的視野を広げ、また海外留学生にも広く門戸を開くため、芸術・学術交流協定の締結や交換留学を積極的に推進するとともに、芸術分野の多様な専門領域・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学生相互の異文化理解に繋がる、学びやすい環境と支援体制を整備する。

## カ 学生相談

学生が安心して意欲的に学修できるよう、学業や人間関係等、大学生活を送る上で様々な相談支援を行う。

【中期目標】

- 1 教育研究等の質の向上に関する目標
- (2) 研究に関する目標

ア 研究水準及び研究成果に関する目標

- (ア) 沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化を継承しつつ、自由で多様な研究の推進を通して、新しい芸術文化の可能性を追究する。
- (イ) その研究成果を国内外に広く発信することで、芸術文化の振興及び発展に寄与する。

認証評価機関の評価	
-----------	--

《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
ア 研究の方向性  沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化を継承するとともに、自由で多様な研究の推進を通して、多様な芸術文化の実態と地域文化伝統の個性との関わりを明らかにし、新しい芸術文化の可能性を追究する。		
イ 研究水準の向上  教員の研究者としての能力を高めることにより、社会的に評価される研究水準の維持向上を図る。また、より高度な学術研究を行うため、外部資金など様々な資源を活用し、本学の研究水準の向上を図る。		
【数値目標⑦】外部研究資金の導入 外部研究資金の応募率 最終年度 19.2% 外部研究資金の導入件数 12件/毎年度		
ウ 研究成果の国内外への発信  教員及び大学の研究成果を、大学HP、刊行物等の媒体を通して積極的に公表する。また、展覧会、演奏会、公開講座、移動大学等の実施により、研究成果を広く国内外に向けて発信するとともに、自治体や地域の文化・芸能団体等とのネットワークを構築する。		

【中期目標】

- 1 教育研究等の質の向上に関する目標  
(2) 研究に関する目標

イ 研究の実施体制等に関する目標

(ア) 教員の研究活動の活性化及び効率化を図るため、各専門領域及び各組織の間で連携して行う研究を推進するとともに、研究支援体制の充実を図り、研究環境の整備に努める。

(イ) 教育及び研究を一體不可分のものとして実施するため、研究の成果を教育に反映させるよう研究の質の向上を図るとともに、学長となる理事長のリーダーシップの下で

認証評価機関の評価	
-----------	--

《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
ア 研究者等の配置  研究水準の向上及び研究成果の活用促進を図るため、研究力の高い教員等を配置する。		
イ 研究の実施体制  教員の研究活動を促進するとともに、研究成果が地域や社会に還元される研究支援体制を整備する。		
ウ 研究費の配分  専門領域を越えた教員及び組織間連携により、本学ならではのユニークな研究を推進するなど、研究水準の向上を図るため、教育研究支援資金について公正で透明性の高い方法により配分を行う。		
エ 研究環境の整備  研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト及びハード両面における研究環境の整備に努める。		
オ 研究の質の向上  研究の質の向上のため、研究計画書に基づいた研究の推進と研究成果及び成果の教育への反映について、その事後検証に取り組む。		

力 知的財産の創出・管理

企業や試験研究機関等との共同研究を積極的に進め、その研究成果の知的財産化及び運用を通じて、受託研究や共同研究を増加させ、研究の活性化及び社会貢献を目指す。

--	--

【中期目標】

- 1 教育研究等の質の向上に関する目標  
(3) 社会貢献等に関する目標

ア 社会貢献に関する目標

- (ア) 地域文化を担う人材の育成やリカレント教育を積極的に進めるとともに、展覧会や演奏会、発表会等を通して、蓄積された芸術的資産及び能力を地域及び社会に還元する。  
(イ) 大学に対する社会の期待や多様なニーズに対応するため、産学官連携や大学間の連携を強化し、芸術文化振興の課題解決に向けた取組を推進することで、地域及び社会に

認証評価機関の評価	
-----------	--

《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置 (1) 社会貢献に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
ア 地域の高等教育機関としての役割  地域社会に対して質の高い教育機会を提供し、地域文化を担う人材の供給に努めるとともに、社会人のキャリアアップに必要な専門的な知識や技術を習得するプログラムや、本学の教育研究分野におけるリカレント教育を拡充し、地域の生涯学習機会の拠点機能の充実を図る。 イ 地域及び社会への貢献  大学の教育研究の成果を地域に生かすため、各組織の取組情報を社会連携センターに一元化し、蓄積された芸術的資産、能力を機動的に地域及び社会に還元し、地域の活性化に積極的に取り組む。  【数値目標⑧】公開講座、公開授業、移動大学等開催数 最終年度 38件/年 【数値目標⑨】展覧会、演奏会、定期公演等開催数 63件/毎年度 【数値目標⑩】自治体、地域、企業等との連携事業数 38件/毎年度		
ウ 産学官の連携  大学の教育研究の成果を地域及び社会に還元するため、各組織の取組情報を社会連携センターに一元化し、地域の産業界等との連携を推進するとともに、学内資源を有効に活用し、双方にとって有用な連携体制のモデルケースの構築に取り組む。  【数値目標⑪】自治体、地域、企業等との連携事業数 38件/毎年度（再掲）		

## エ 大学間の連携

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄(※8)や県内公立大学（名桜大学、県立看護大学）との連携による公開講座や合同研修を開催し、また県外他大学等との連携を強化するなど、連携大学が有する資源を有効活用することで、協働して地域及び社会への貢献を推進する。

【中期目標】

- 1 教育研究等の質の向上に関する目標  
(3) 社会貢献等に関する目標

イ 国際交流等に関する目標

(ア) 沖縄の地理的特性をもとに、太平洋文化圏における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性との関わりを明らかにするため、アジア地域における芸術文化の研究をはじめ、芸術教育の国際交流を推進する。

(イ) 國際的視野に立った芸術家及び研究者を育成するため、海外の大学、研究機関等との連携によりネットワーク基盤の強化を図り、学生の派遣や留学生の受入れ、共同研究等を推進する。

認証評価機関の評価	
-----------	--

《中期計画》 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置 (2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
ア 海外の大学との連携  海外の大学の調査を実施し、教育・学術交流を展開するため国際交流を推進する。また、姉妹校との連携を強化し、教育研究の質の向上へと繋げる。		
イ 留学生への支援  姉妹校への派遣など、学生が海外留学を通して学び成長する機会を提供し、海外留学や国際的な芸術活動の支援を実施する。また、留学生受入制度においても、学外機関と協力して支援体制の強化を図る。		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

ア 運営体制の改善に関する目標

(ア) 学長となる理事長のトップマネジメントにより、法人全体の視点に立った迅速な意思決定を行うことのできる運営体制を構築するとともに、効果的かつ効率的な予算等の配分を行い、役員等に学外の有識者等を登用することで、戦略的で機動的な業務運営を行う。

(イ) 業務運営の適正化及び透明性を確保するため、外部有識者等の意見を踏まえて、業務の点検及び見直しを行うことにより、業務運営の改善及び効率化を図る。

<p>《中期計画》</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学長となる理事長を中心とする運営体制の構築</p>	<p>第1期中期計画の実施状況等</p>	中期計画 自己評価
<p>ア 学長となる理事長のトップマネジメントにより、公立大学法人化したメリットを十分に發揮し、学内資源を有効に活用した戦略的で機動的な法人運営を行う。</p>		
<p>イ 法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、監事による監査のほか、外部監査の実施についても検討を行う。</p>		
<p>ウ 大学IR(※7)(大学経営を支える調査・分析機能)の実施体制を整え、学長となる理事長に適切な情報を提供する。</p>		

<p>《中期計画》</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 戰略的な予算等の配分</p>	<p>第1期中期計画の実施状況等</p>	中期計画 自己評価
<p>中期目標の達成に向け、効果的かつ効率的な経費配分を行う。また、経費の原資を確保するため、経営努力により財源の確保を図る。</p>		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

イ 教育研究組織の見直しに関する目標

公立大学法人としての責務を踏まえた上で、社会情勢の変化や地域のニーズを的確に見極め、大学の強みや特色を最大限に生かした教育研究を展開するため、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。

《中期計画》 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
建学の理念に基づき教育研究活動を適切に展開するため、必要に応じて教育研究組織の見直しを検討し、実施する。		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

ウ 人事の適正化に関する目標

(ア) 法人の自主的、自律的かつ効率的な大学運営により、教育研究活動や社会貢献を推進するため、教職員の意欲及び資質の向上につながる柔軟な人事制度を構築する。

(イ) 大学の教育研究の活性化を図る観点から、教職員の採用基準や評価基準等を定め適切に運用するとともに、優れた人材の確保に努める。

《中期計画》 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
(1) 人事制度  学長となる理事長のトップマネジメントにより、大学運営の質の向上と活性化に向け、人事諸制度の適切な運用に努める。 また、教員の任期制の導入を検討する。		
(2) 評価制度  人事評価制度により、教職員の能力、業績を適切に評価し、その結果を人事、給与等に反映させる。		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

工 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務組織の機能向上と事務処理の効率化及び合理化を図るため、定期的な点検を実施し、必要に応じて、組織や業務の見直しを行うほか、業務の外部委託の検討等を含め、事務手続の集約化及び簡素化を図るとともに、大学業務に精通した専門性の高い職員の育成を図る。

《中期計画》 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 4 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
(1) 事務組織の見直し  大学業務に精通した専門性の高い職員を採用するため、採用方法、キャリアパスなどを検討する。 また、職員の能力向上のため、他大学や、一般財団法人公立大学協会等への研修派遣のための財源確保に努める。		
(2) 事務の効率化  ア 事務処理を効率的に行うため、システムから必要な情報が得られるよう情報更新を綿密に行い、その作業をマニュアル化するなど継続的な取り組みを行う。 イ 事務処理を効率的に行うため、他大学の事例も参考に本学の実態を検証し、中長期的な視点で外部委託化等を検討し、必要に応じて実施を図る。		

**【中期目標】**

2 法人運営に関する目標

(2) 財務内容の改善に関する目標

**ア 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標**

経営の安定化及び自由で独創的な教育研究環境の充実を図るため、科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の確保を図る。

《中期計画》 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
(1) 外部研究資金の導入  外部研究資金の導入のため、採択された経験のある教員等を講師とした研修会を継続的に開催する。  【数値目標⑦】外部研究資金の導入 外部研究資金の応募率 最終年度 19.2% 外部研究資金の導入件数 12件/毎年度 (再掲)		
(2) 自己収入の確保  自己収入を確保し、大学の経営力の強化を図るため、新たな収入源の拡充を検討する。		

**【中期目標】**

2 法人運営に関する目標

(2) 財務内容の改善に関する目標

**イ 経費の効率化に関する目標**

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、役員及び教職員がコスト意識を持ち、予算の効率的な執行や業務の簡素化及び合理化、契約方法の見直し等の業務改善を行うとともに、適正な人員配置等により、経費の節減に努める。

《中期計画》 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直しなどにより、経費の節減に努める。		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(2) 財務内容の改善に関する目標

ウ 資産の適正な運用管理に関する目標

法人の健全な運営を確保するため、保有資産を適正に管理し、及び運用する体制を整備するとともに、長期的かつ経営的視点に立った資産の効果的かつ効率的な活用を図る。

《中期計画》 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 3 資産の適正な運用管理に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
資金や保有資産の状況を常に把握し、適正な資産運用管理を行う体制を整備し、法人資産の効果的・効率的活用を図る		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(3) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

ア 自ら行う点検及び評価の充実に関する目標

(ア) 大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証するため、自ら行う点検及び評価を定期的に行うとともに、外部からの点検及び評価を行う。

(イ) 教育研究、法人運営等、業務運営全般にわたって透明性を確保するため、その評価結果を公表するとともに、教育研究及び大学運営の改善に反映させる。

《中期計画》 第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 自ら行う点検及び評価の充実に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証するため、法令に基づき、大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。また、その結果を公表する。 点検及び評価の結果は、年度計画の取り組みに反映させ、教育研究及び大学運営の改善へと繋げる。		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(3) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

イ 情報公開の推進等に関する目標

法人の運営状況の透明性を確保し、説明責任を果たすため、法人の組織運営や大学の教育研究、社会貢献等の情報を積極的に発信するとともに、大学のブランド力の向上のための戦略的な広報活動を展開する。

《中期計画》 第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
(1) 学修成果を可視化し、大学の質の向上に係る情報公開を推進し、情報を発信することで、学生や県民に対する説明責任を果たす。 (2) 情報の公開にあたっては、個人情報の保護に努める。 (3) 戰略的な広報活動を展開し、大学のブランド力の向上を図る。  【数値目標⑪】大学のホームページ等のアクセス数の維持向上 最終年度 140,200件/年		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(4) その他業務運営に関する重要目標

イ 安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制を構築することにより、学生及び教職員が安全に安心して教育研究に取り組むことができる環境及び教職員が安全に安心して働くことができる環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪等に対して迅速かつ適切に対応するための体制を構築する。

《中期計画》 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置 1 施設設備の整備及び活用等に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
<p>(1) 大学施設の維持管理 施設の老朽化により、教育研究に影響が生じないよう、適切な人員配置や中長期的な視点に立った施設マネジメントを実施する。（令和2年度、沖縄県立芸術大学個別施設計画を策定。）</p> <p>(2) 将来のキャンパス構想の検討 開学当時に建設された建物は耐用年数47年のうち、30年以上経過しているものもある。建物の老朽化の度合い、建替えの必要性等を勘案し、適切な時期に本学の将来的なキャンパス構想の検討を始める。</p>		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(4) その他業務運営に関する重要目標

イ 安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制を構築することにより、学生及び教職員が安全に安心して教育研究に取り組むことができる環境及び教職員が安全に安心して働くことができる環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪等に対して迅速かつ適切に対応するための体制を構築する。

《中期計画》 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置 2 安全管理等に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
(1) 学生及び教職員の安全・安心な教育研究環境及び労働環境の確保  全ての学生及び教職員が安全で安心して学び、働く環境を確保するため、全学的な安全管理体制を強化する。		
(2) 災害、事故、犯罪等に対する体制整備  災害等の不測の事態に備え、初動体制を確認するための各種訓練を実施するほか、危機管理体制について点検・検証を行い、体制の充実・強化を図る。		

【中期目標】

2 法人運営に関する目標

(4) その他業務運営に関する重要目標

ウ 法令遵守及び人権の尊重に関する目標

(ア) 適正な業務運営を行うため、関係法令等の遵守の徹底及び情報セキュリティ体制の充実を図る。

(イ) ハラスメント等の人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備を図るとともに、研修会等を通じて人権尊重に対する役員、教職員及び学生の意識向上を図る。

《中期計画》 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置 3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置	第1期中期計画の実施状況等	中期計画 自己評価
関係法令等の遵守、情報セキュリティに対する意識向上及びハラスメント等の人権侵害の防止について、採用時や毎年度の研修等を通じて教職員の意識の維持・向上を図る。 また、ハラスメント等の人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備を図る。		
《中期計画》 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
※財務諸表及び決算報告書を参照		
《中期計画》 第7 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額		
5億円		
《中期計画》 第7 短期借入金の限度額 2 想定される理由		
運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。		

<p>《中期計画》</p> <p>第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p>	
予定なし	
<p>《中期計画》</p> <p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	
予定なし	
<p>《中期計画》</p> <p>第10 剰余金の使途</p>	
<p>決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる</p>	

《中期計画》

第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

内 容	財 源
沖縄県立芸術大学個別施設計画で予定されている修繕等、中期計画の達成に必要な施設・設備の整備、経年劣化が著しく緊急対応が必要な施設・設備の改修等	一般運営費交付金（修繕費）、施設整備費補助金及び剩余金

注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽化度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注) 所要額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

《中期計画》

第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

2 人事に関する計画

教育研究機能をはじめとする大学の諸機能の充実と活性化及び法人運営の効率化を進めるための人事制度を運用する。

中期目標を達成するための措置に掲げる人事諸制度の事項について、着実に取り組む。

《中期計画》

第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 中期目標の期間を超える債務負担

該当なし

《中期計画》 第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 4 積立金の使途（地方独立行政法人法第40条第4項の承認を受けた 金額の使途）	
該当なし	
《中期計画》 第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 5 その他法人の業務運営に関し必要な事項	
該当なし	

(別紙)

1. 予算（人件費の見積りを含む。）

令和3年度～令和8年度 予算

(単位：百万円)	
区分	金額
収入	
運営費交付金	7,853
授業料等収入	1,626
受託研究費等収入	0
補助金等収入	138
施設費収入	1,067
その他収入	132
計	10,816
支出	
教育研究経費	966
受託研究等経費	0
補助金事業費	138
施設費支出	1,067
人件費	7,155
一般管理費	1,490
計	10,816
〔人件費の見積り〕	

1. 予算	
令和3年度 予算	
(単位：百万円)	
区分	金額
収入	
運営費交付金	1,361
授業料等収入	271
受託研究費等収入	0
補助金等収入	23
施設費収入	201
その他収入	22
計	1,878
支出	
教育研究経費	161
受託研究等経費	0
補助金事業費	23
施設費支出	201
人件費	1,240
一般管理費	253
計	1,878

中期目標期間中総額7,155百万円を支出す。（退職手当を除く。）

注) 退職手当については、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員の退職手当に関する規程に基づいて支給することとするが、特定運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金等の算定方法】

○一般運営費交付金

大学の運営に係る標準的な経費から、見込まれる収入を差し引くことにより算定する。各事業年度の額は、各事業年度における沖縄県の予算編成過程において決定される。

○施設整備費補助金

法人が所有する施設の整備、大規模改修等に要する経費について、毎年度所要額の算定を行う。各事業年度の額は、各事業年度における沖縄県の予算編成過程において決定される。

○特定運営費交付金

施設整備費補助金以外の臨時的な特定の目的に充てる経費の所要額について、毎年度所要額の算定を行う。各事業年度の額は、各事業年度における沖縄県の予算編成過程において決定される。

## 2 収支計画

令和3年度～令和8年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	9,884
経常費用	9,849
業務費	8,203
教育研究経費	910
受託研究等経費	0
補助金事業費	138
人件費	7,155
一般管理費	1,490
減価償却費	156
臨時損失	35
収入の部	9,884
経常収益	9,849
運営費交付金収益	7,797
授業料等収益	1,626
受託研究等収益	0
補助金等収益	138
雑益	132
資産見返運営費交付金等戻入	
資産見返物品受贈額戻入	26
臨時利益	
	130
	35
純利益	—
総利益	—

## 2 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	1,750
経常費用	1,715
業務費	1,416
教育研究経費	153
受託研究等経費	0
補助金事業費	23
人件費	1,240
一般管理費	253
減価償却費	46
臨時損失	35
収入の部	1,750
経常収益	1,715
運営費交付金収益	1,353
授業料等収益	271
受託研究等収益	0
補助金等収益	23
雑益	22
資産見返運営費交付金等戻入	
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	
	45
	35
純利益	—
総利益	—

### 3. 資金計画

令和3年度～令和8年度 資金計画	
(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	10,816
業務活動による支出	9,693
投資活動による支出	1,123
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への	—
資金収入	10,816
業務活動による収入	9,693
運営費交付金によ	7,797
授業料等による収	1,626
受託研究等による	0
補助金等による収	138
その他の収入	132
投資活動による収入	1,123
財務活動による収入	—

3. 資金計画	
令和3年度 資金計画	
(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	1,878
業務活動による支出	1,669
投資活動による支出	209
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	—
資金収入	1,878
業務活動による収入	1,669
運営費交付金による収入	1,353
授業料等による収入	271
受託研究等による収入	0
補助金等による収入	23
その他の収入	22
投資活動による収入	209
財務活動による収入	—

(用語解説)

※1 学修成果：プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人ひとりが自ら学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」「到達目標」と対応するものと考えられる。その際、その目標は、具体的で、一定の期間内で達成される。

※2 学修成果・教育効果の把握・可視化：ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標の達成状況に関する情報を入手し、その意味・内容を理解すること（把握）、かつ第三者から見ても理解できる形で表現すること（可視化）。

※3 ダイバーシティ：多様性。経営・人事等の話題において「雇用する人材の《多様性》を確保する」という概念や指針を指す意味で用いられる。

※4 FD : Faculty Developmentの略。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。

※5 SD : Staff Developmentの略。教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための取組の総称。

※6 教学マネジメント：大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。学長のリーダーシップの下で、「三つの方針」に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うという、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むこと。

※7 I R、教学 I R : Institutional Researchの略。高等教育機関において、機関に関する教育、経営、財務情報を含む様々なデータの入手、調査及び分析と管理、戦略計画の策定、機関の教育プログラムの点検・評価などを実施する機能又は部門。機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うこと。

※8 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄：沖縄県内の大学が、相互に建学の精神を尊重しつつ、有機的連携により教育研究を一層充実発展させ、また産学官の連携により地域社会の活性化と発展に貢献することを目的として設立された団体